

## 広島県病院事業管理規程第四号

広島県病院事業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年十月六日

広島県病院事業管理者 浅 原 利 正

### 広島県病院事業職員給与規程の一部を改正する規程

広島県病院事業職員給与規程（平成二十一年広島県病院事業管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

附則第四項第四号及び第五号を削る。

附則第五項第三号及び第四号中「及び第四号」を削り、同項第七号及び第八号を削る。

附則第七項中「、第五号又は第七号」を「又は第五号」に改める。

附則第九項を附則第十三項とし、附則第八項の次に次の見出し及び四項を加える。

（東日本大震災以外の原子力災害及び著しく異常かつ激甚な災害に係る災害応急作業等従事職員の特務手当の特例）

9 原子力災害対策特別措置法第十五条第二項の規定による原子力緊急事態宣言があった場合で、職員が次に掲げる作業に従事したときは、災害応急作業等従事職員の特務手当を支給する。

一 原子力災害対策特別措置法第十七条第九項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち管理者が定めるもの（次号において「特定原子力事業所」という。）の敷地内において行う作業

二 特定原子力事業所に係る本部長指示に基づき設定された区域等を考慮して管理者が定める区域において行う作業（前号に掲げるものを除く。）

10 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号の作業のうち原子炉建屋（管理者が定めるものに限る。）内において行うもの 四万円を超えない範囲内において管理者が定める額

二 前項第一号の作業のうち前号に掲げるもの以外のもの 二万円を超えない範囲内において管理者が定める額

三 前項第二号の作業 一万円を超えない範囲内において管理者が定める額（心身に著しい負担を与えると管理者が認める作業に従事した場合には、当該額にその百分の百を超えない範囲内において管理者が定める額を加算した額）

11 同一の日において、前項各号の作業のうち二以上の作業に従事した場合における当該二以上の作業に係る手当の調整に關し必要な事項は、管理者が定める。

12 職員が、著しく異常かつ激甚な災害であつて、当該非常災害に係る災害対策基本法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの（東日本大震災を除く。）に対処するため第十三条の三第一項に掲げる作業に引き続き五日を下らない範囲内において管理者が定める期間以上従事した場合の災害応急作業等従事職員の特務手当の額

は、同条第二項の規定にかかわらず、作業に従事した日一日につき、同項の規定による額に同項の規定による額の百分の百に相当する額を超えない範囲内において管理者が定める額を加算した額とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。